

令和6年度  
広島市立広島商業高等学校  
入学者選抜  
一次選抜実施要項



1	選抜の趣旨	P 1
2	募集	P 1
3	出願	P 2
4	選抜	P 4
5	合格者の決定	P 5
6	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	P 5
7	合格者の発表	P 7
8	繰上げ合格の実施	P 8
9	特別措置の申請等	P 8
10	県外等からの出願	P 9
11	やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて	P 9
12	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点	P10
13	一次選抜の結果に係る情報の提供について	P10
14	二次選抜の実施	P10
15	注意事項	P11
16	交通機関	P11
17	校舎配置図・周辺地図	P12

〒732-0068

広島市東区牛田新町一丁目1番1号

電話 082(228)2481

FAX 082(222)0869

<http://www.hiroshima-syogyo-h.edu.city.hiroshima.jp/>

土・日・祝日は、事務取扱いを行いません

## 1 選抜の趣旨

入学者の選抜は、「令和6年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校全日制課程における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

## 2 募集

### (1) 学区

広島市内全域

調整措置により、保護者の住所が広島市内に属さない場合であっても、広島県内に住所を有するときは、一次選抜の定員の30%の範囲内で入学することを認める。

### (2) 課程・学科及び定員

全日制課程 みらい商業科

入学定員（240人）とする。

（うち、調整措置による入学枠は、定員の30%（72人）とする。）

### (3) 教育目標

ア 自らが課題を認識し、仲間とともに解決に向けて思考・判断し、行動できる「生きる力」を育成する。

イ ビジネス分野における新たな価値の創造に挑む、商業の「スペシャリスト」を養成する。

ウ 幅広い「教養」と豊かな「人間性」を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する。

### (4) 育てたい生徒像

ア 自らの力を試し、仲間と協働して様々な課題に挑み、その取組を振り返りながら自らを高めていく生徒

イ 望ましい生活習慣を身につけ、前向きに取り組む生徒

ウ 将来に希望を持ち、望ましい職業観・勤労観を身につけ、進路実現に挑む生徒

### (5) 入学者受入方針

ア 基本的な生活習慣や学習習慣を身につけ、自己を認識することができる生徒

イ 目的意識と本校における商業教育に意欲を持っている生徒

ウ 自分から自分の考えを自分の言葉で表現することができる生徒

### (6) 教育課程

ア 第1学年では、基礎学力の充実に重点を置き、全員がほぼ同一の教科・科目を学習する。

イ 第2・3学年では、興味・関心や希望する進路等に応じて「流通マーケティング」「観光ビジネス」「広報プロデュース」「金融ライフデザイン」「ビジネス実務」「会計マネジメント」「ITエンジニア」「ネットビジネス」の8つのコースに分かれ、それぞれのコースで専門性を高めるために必要な教科・科目を選択して学習する。

### (7) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

イ 令和6年3月に中学校を卒業する見込みの者

ウ 施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

エ 令和6年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和6年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和6年3月31日までに満15歳以上に達する者

### 3 出願

#### (1) 方式

志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

#### (2) 期間

##### ア 出願登録

###### (ア) 志願者登録・中学校確認登録

令和6年1月24日（水）から2月5日（月）16時まで

###### (イ) 高等学校確認登録

令和6年2月6日（火）から2月9日（金）正午まで

##### イ 志願変更

令和6年2月14日（水）から2月20日（火）正午まで

必要書類を期間内に、持参により提出すること。

##### ウ 調査書等提出

令和6年2月14日（水）から2月21日（水）正午まで

出身中学校長が郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月20日（火）までに必着するよう提出すること。

#### (3) 手続

手続は、インターネット出願システムにより行う。

詳細については、「インターネット出願の手引」を参照すること。

##### ア 出願登録

###### (ア) 志願者

###### a 必要事項の入力

志願者は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身中学校長の確認登録を受ける。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長の確認登録を受けない。その場合においては、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、卒業証明書を本校校長に直接持参により提出すること。

###### b 入学者選抜料の納付

志願者は、2月20日（火）正午までに、入学者選抜料（2,200円）を納付する。納付方法は「インターネット出願の手引き」を参照すること。

なお、志願変更（イを参照）を行う場合には、志願変更先高等学校が確定した後、入学者選抜料を納付すること。

###### (イ) 出身中学校長

###### a 確認登録

出身中学校長は、(2)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。

なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。

###### b 入学者選抜料の納付の確認

出身中学校長は、2月20日（火）正午までに、志願者が入学者選抜料（2,200円）を納付していることをインターネット出願システムで確認する。

##### イ 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）の志願変更を行うことができる。ただし、出願登録の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科（普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。）に再び出願することはできない。

志願変更をする場合は、(2)イの期間内に、次により出願登録の取下げ及び再登録を行う。  
なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずに行う。

(ア) 志願者

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第7号）に必要事項を記入し、出身中学校長に提出する。

b 入力事項の訂正

再登録をする者は、本校校長が確認解除をした後、インターネット出願システムで高等学校名等変更すべき箇所を訂正し、ア(ア)の手続に準じて、出身中学校長の確認登録を受ける。

c 書類の訂正及び提出

再登録をする者は、出身中学校長を経由して返却された書類がある場合には、高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、所定の期間内に、出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

a 志願変更願の提出

出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確認の上、本校校長にこれを持参により提出する。

b 確認登録

出身中学校長は、ア(イ)の手続に準じて、インターネット出願システムで確認登録を行う。

c 書類の返却及び提出

出身中学校長は、本校校長から返却された書類がある場合には、それを受け取り、志願変更をする者に返却する。また、志願者から提出された書類を所定の期間内に、志願変更先高等学校長に持参により提出する。

ウ 調査書等提出

出身中学校長は、次の①及び②の調査書等を作成し、(2)ウの期間内に、本校校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。ただし、令和5年3月以前の卒業者については、②の書類は提出しなくてよい。

① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第2号）

② 評定（成績評点）集計表（様式第3号）

エ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

本校校長は、(2)イの志願変更期限後に、インターネット出願システムで承認登録を行う。本校校長は、承認登録をした後、令和6年2月21日（水）正午までに受検番号の採番を行う。

なお、入学者選抜料を納付しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、本校の受検番号の採番以降に、受検票をダウンロードし、印刷する。

オ 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校ホームページへの掲載により行う。

(ア) 2月9日（金）正午現在の志願者数を、同日15時に公表する。

(イ) 2月14日（水）16時現在の志願者数を、同日16時30分に公表する。

(ウ) 2月15日（木）16時現在の志願者数を、同日16時30分に公表する。

(エ) 2月16日（金）16時現在の志願者数を、同日16時30分に公表する。

(オ) 2月19日（月）16時現在の志願者数を、同日16時30分に公表する。

(カ) 2月20日（火）正午の志願者数を、同日15時に公表する。

## 4 選抜

(1) 一般学力検査

- ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
- イ 一般学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。
- ウ 一般学力検査は、各教科 50 点満点とする。

(2) 自己表現

- ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。
- イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。  
本校の自己表現の配点は、30 点とする。

(3) 中学校過年度卒業の志願者の面接

中学校過年度卒業の志願者について、面接を実施する。

(4) 実施期日、時間割等

2月27日（火）			2月28日（水）	2月29日（木）
時 限	時 刻	検査教科等	検査等	検査等
	8:40～ 9:00	集合・点呼・注意	自己表現	予備日 (自己表現)
第1時限	9:10～10:00	国 語		
第2時限	10:20～11:10	社 会		
第3時限	11:30～12:20	数 学		
昼休憩	12:20～13:00	食事等休憩		
第4時限	13:10～13:25	自己表現カードの記入		
第5時限	13:40～14:30	理 科		
第6時限	14:50～15:40	英 語		

※ 第1日（2月27日（火））は、8時10分から8時40分までに指定された検査場へ誘導により入場し、着席すること。点呼の後、放送によって諸注意がある。

※ 本校は、自己表現について、原則として、第2日（2月28日（水））に実施する。ただし、志願者数によっては、第3日（2月29日（木））にも実施する場合がある。

自己表現の集合時間は、2月26日（月）正午に本校ホームページに掲載する。

※ 中学校過年度卒業の志願者の面接は、自己表現を行う日に別途指示する時間と場所を実施する。

(5) 実施場所

本校

(6) 携行品

ア 学力検査時の検査場内への携行品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑥の物品のみとする。

- |   |
|---|
| ① 鉛筆、シャープペンシル<br>② 鉛筆削り<br>③ 消しゴム<br>④ 定規（分度器のついたものや三角定規は不可）<br>⑤ 時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可、アラーム音の鳴るものも不可）<br>⑥ ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの） |
|---|

①から⑥以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑥の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは持ち込むことはできない。

各教科の検査開始前に、監督者が携行品について確認し、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、その日の検査終了まで預かる。

各教科の検査開始後に、検査場内に上記の持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできなくなる。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効となる。

イ その他の持参物

弁当（第1日のみ）、上履き、下履きを入れる袋、飲み物

## 5 合格者の決定

(1) 特色枠による選抜

入学定員の50%において、一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は、3：5：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 一般枠による選抜

一般学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は6：2：2とし、一般学力検査、調査書、自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定する。

(4) 中学校過年度卒業の志願者の面接を実施した場合には、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。

(5) 自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

## 6 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

(1) 学区

広島市内全域

(2) 課程・学科及び定員

全日制課程 미래商業科 2人以内

(3) 教育目標

ア 自らが課題を認識し、仲間とともに解決に向けて思考・判断し、行動できる「生きる力」を育成する。

- イ ビジネス分野における新たな価値の創造に挑む、商業の「スペシャリスト」を養成する。
- ウ 幅広い「教養」と豊かな「人間性」を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する。

(4) 育てたい生徒像

- ア 自らの力を試し、仲間と協働して様々な課題に挑み、その取組を振り返りながら自らを高めていく生徒
- イ 望ましい生活習慣を身につけ、前向きに取り組む生徒
- ウ 将来に希望を持ち、望ましい職業観・勤労観を身につけ、進路実現に挑む生徒

(5) 入学者受入方針

- ア 基本的な生活習慣や学習習慣を身につけ、自己を認識することができる生徒
- イ 目的意識と本校における商業教育に意欲を持っている生徒
- ウ 自分から自分の考えを自分の言葉で表現することができる生徒

(6) 教育課程

- ア 第1学年では、基礎学力の充実に重点を置き、全員がほぼ同一の教科・科目を学習する。
- イ 第2・3学年では、興味・関心や希望する進路等に応じて「流通マーケティング」「観光ビジネス」「広報プロデュース」「金融ライフデザイン」「ビジネス実務」「会計マネジメント」「ITエンジニア」「ネットビジネス」の8つのコースに分かれ、それぞれのコースで専門性を高めるために必要な教科・科目を選択して学習する。

(7) 出願資格

次のア又はイのいずれかに該当する者が出願できる。

- ア 「日本国籍を有する者で、外国に在留していたもの又は現在なお在留しているものに係る就学希望者で長期間外国に在留し、帰国したもの」又は「終戦前から引き続き中国等に居住していた者で日本に帰国したものに係る就学希望者」で、本要項の2(7)に定める出願資格のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、原則として次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者
  - (ア) 海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者
  - (イ) 海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者
  - (ウ) 海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者
  - (エ) 海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者
- イ 外国籍を有する者で、本要項の2(7)に定める出願資格のア又はイのいずれかに該当し、かつ、原則として、入国後の在日期間が6年以内の者

(8) 出願の方式、期間、手続は本要項の3による。ただし、3(2)ア(ア)の期間に、海外在住状況説明書(様式第8号)を出身中学校長を経由して提出すること。出身中学校長が書類を郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、2月2日(金)までに必着するよう提出すること。

なお、中学校に就学すべき期間の全部において外国の学校に在籍する志願者は、調査書に替え、成績証明書を提出する。その場合は、併せて健康診断書を提出すること。

(9) 一般学力検査

- ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。
- イ 一般学力検査の実施教科は、国語、数学及び外国語(英語)とする。
- ウ 一般学力検査は、各教科50点満点とする。
- エ (7)イの出願資格により受検する者の一般学力検査問題については、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用する。

- (10) 自己表現  
 ア 自己表現は、志願者全員に対して行う。  
 イ 自己表現は、検査官一人当たり 15 点満点とする。  
 本校の自己表現の配点は、30 点とする。

- (11) 作文及び面接  
 志願者全員に対して作文及び面接を実施する。

- (12) 実施期日、時間割等

2月27日(火)			2月28日(水)	2月29日(木)
時限	時刻	検査教科等	検査等	検査等
	8:40～9:00	集合・点呼・注意	自己表現	予備日  (自己表現)
第1時限	9:10～10:00	国語		
第2時限	10:20～11:10	作文		
第3時限	11:30～12:20	数学		
昼休憩	12:20～13:00	食事等休憩		
第4時限	13:10～13:25	自己表現カードの記入		
第5時限	13:40～14:30	面接		
第6時限	14:50～15:40	英語		

- ※ 第1日(2月27日(火))は、8時10分から8時40分までに指定された検査場へ誘導により入場し、着席すること。点呼の後、放送によって諸注意がある。  
 ※ 本校は、自己表現について、原則として、第2日(2月28日(水))に実施する。  
 ただし、志願者数によっては、第3日(2月29日(木))にも実施する場合がある。  
 自己表現の集合時間は、2月26日(月)正午に本校ホームページに掲載する。

- (13) 実施場所  
 本校

- (14) 携行品  
 本要項の4(6)による。

- (15) 合格者の決定  
 本校校長は、一般学力検査、自己表現、作文及び面接の結果並びに出願書類等に基づいて、総合的に判断して決定する。

## 7 合格者の発表

- (1) 日時 令和6年3月8日(金)13時30分  
 (2) 場所 本校(車両の駐車はできないので、公共の交通機関を利用すること。)



[注意1] 合格者は発表当日の16時までに、受検票と引き換えに「合格通知書」と「請書・辞退書」の用紙とその他必要な書類を受け取ること。

[注意2] 「請書」又は「辞退書」を期間内に提出すること。(受付日時は3月8日(金)13時30分から16時まで、3月11日(月)9時から正午まで)

[注意3] 電話による可否の問合せには応じない。

(3) ホームページへの合格者の受検番号掲載について

ア 公式ホームページ

URL : <http://www.hiroshima-syogyo-h.edu.city.hiroshima.jp/>

イ 掲載期間

3月8日(金)13時30分から3月11日(月)正午まで

処理の都合上、予告なく時間を若干変更することがある。

合格者発表直後は、回線が混み合い接続に時間のかかることがある。

ウ 合格者受検番号一覧は、【PDF】形式のデータで掲載している。

PDF形式のファイルを開覧するには、Adobe社のAcrobat ReaderまたはAdobe Reader(共にフリーソフト)が必要となる。

エ ホームページの保守・点検について、本校では細心の注意を払っているが、現在のセキュリティ技術をもってしても、悪意のある侵入者による掲載データの書き換え等の被害を完全に防ぐことはできない可能性もある。本校に掲載されている合格者受検番号と、ホームページに掲載されている合格者受検番号が万一異なる場合、本校に掲載しているものが有効となる。

オ 合格者受検番号一覧を本校公式ホームページ以外からのリンクにより閲覧した場合、その内容について本校は関与しない。

カ やむを得ない事態が生じた場合、ホームページへの掲載を一時中断することがある。

キ 上記の注意事項を了承の上、本校ホームページのトップページにある『令和6年度広島市立広島商業高等学校入学者選抜 一次選抜合格発表』をクリックする。

なお、受検者本人の選抜の結果については、インターネット出願システム(掲載期間：3月8日(金)13時30分から3月11日(月)正午まで)により確認することができるが、合格者は手続が必要なので、上記(2)の注意事項を参考に、速やかに来校すること。

## 8 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰り上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、令和6年3月11日(月)15時までに、出身中学校長を經由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して受検者本人に連絡する。

## 9 特別措置の申請等

(1) 特別措置の申請

志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、英語の実音聴取による受検が困難な者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次により申請を行う。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を經由せずに行う。

ア 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を令和5年12月1日(金)までに出身中学校長を經由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。

イ 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和5年12月

- 1日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
- ウ 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）、医師の診断書及び中学校における個別の教育支援計画等を令和6年1月5日（金）までに出身中学校長を経由して、広島市教育委員会に提出し許可を得る。
- エ アからウ以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を本要項の3(2)ア(ア)の期間内に、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(2) 自己申告書の提出

志願者で、特別の事情のある者及び過年度卒業生は、自己申告書（様式第6号）を本人が記入し、提出することができる。

中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出する。出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、本要項の3(2)ウの期間内に、本校校長にこれを提出する。

なお、中学校卒業後5年を超える者については、本要項の3(2)ウの期間内に、本校校長に直接持参により提出する。

## 10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を行うこと。ただし、調整措置によって出願する者は、この手続を必要としない。

## 11 やむを得ない事由による欠席者の取扱いについて

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

※ 新型コロナウイルス感染症についても、表の「疾病」に該当する。

(1) 手続

「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続を令和6年3月1日（金）正午までに行うこと。

(2) 選抜

ア 検査方法

自己表現

イ 実施期日及び時間割等

3月5日（火）		
時 限	時 刻	検 査 等
	9：00～9：20	集合・点呼・注意
第1時限	9：30～9：45	自己表現カードの記入
第2時限	10：00～	自己表現

ウ 実施場所

本校

エ 携行品

① 追検査受検承認（不承認）通知書

② 一次選抜における携行品

オ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

合格者は一次選抜の定員に含めて決定する。

## 12 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等に関する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等への感染予防（手洗い、咳エチケット等）に気を配り、体調管理に努めること。
- (2) 入学者選抜当日は、マスクの着用は受検者の任意とする。（検査中の着用について特別措置の申請等は要しない。）
- (3) 入学者選抜当日は、検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため、室温の変化に対応できるように、体温調節をしやすい服装等の工夫をすること。

## 13 一次選抜の結果に係る情報の提供について

- (1) 情報提供内容
  - ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
  - イ 自己表現の総得点
  - ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計
- (2) 情報提供請求対象者  
一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）
- (3) 本人等であることの確認  
「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」104 ページに示す書類の提示により確認する。  
なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。
- (4) 情報提供期間  
令和6年3月19日（火）から4月18日（木）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）  
受付時間は9時から16時までとする。（ただし、正午から13時までを除く。）
- (5) 情報提供場所  
本校（受付窓口は事務室）

## 14 二次選抜の実施

二次選抜の実施の有無及び実施する場合はその定員の公表を、令和6年3月12日（火）10

時に本校事務室前への掲示及び本校ホームページ（URL：http://www.hiroshima-syogyo-h.edu.city.hiroshima.jp/）への掲載により行う。

## 15 注意事項

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「令和6年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき行う。
- (2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (3) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、二次選抜を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。
- (4) 合格者説明会
  - ア 日時 3月25日（月）10時から（受付9時30分から）13時終了予定
  - イ 場所 本校
    - [注意1] **合格者は保護者（1名）同伴で本校に集合すること。**
    - [注意2] 選択科目や高校生活全般等の説明及び入学用品等の販売があるので、必ず出席すること。（ただし、教材は自宅に郵送する。）  
**車両の駐車はできないので、公共の交通機関を利用すること。**
- (5) その他  
県外等からの出願等の詳細についての問合せ先  
広島市教育委員会学校教育部指導第二課  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21 TEL082-504-2704（直通）

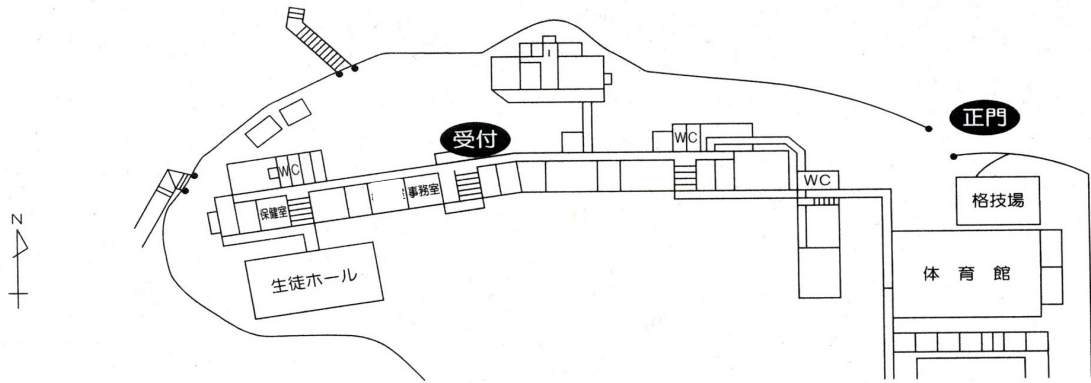
## 16 交通機関

- (1) 広島バスセンターから……⑪番のりば  
広島交通、JRバス（基町経由） 高陽A・B・C団地行き等
  - (2) 宇品、八丁堀から……広電バス 東浄小学校・戸坂中学校行き
  - (3) JR広島駅から……広島交通、JRバス（広島バスセンター・基町経由） 高陽A・C団地行き等  
約4,000m 広島交通（にぎつ経由）高陽団地方面行き
  - (4) JR新白島駅から……広島交通、JRバス 高陽A・B・C団地行き  
約2,300m
  - (5) 高陽、戸坂方面から……広島交通、広電バス等
- ※ (1)から(5)は、いずれも「牛田新町二丁目」で下車。約600m
- (6) 可部、沼田方面(183号線)から  
……広電バス等で「大芝」で下車。大芝橋を渡る。約1,400m
  - (7) アストラムライン……「不動院前」駅で下車。約800m

◎ 受検日前日までに交通経路、所要時間、本校所在地等を各自で下見し確認しておくこと。

# 17 校舎配置図・周辺地図

## ● 校舎配置図



## ● 周辺地図

